



# 宮 崎 県 公 報

平成26年11月20日 (木曜日) 第 2644 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	頁
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… ( “ ) 2	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ ) 2	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… ( “ ) 2	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… ( “ ) 3	
○保安林の指定予定の通知 (3件) …………… (自然環境課) 3	
<b>公 告</b>	
○歯科技工士国家試験の実施…………… (医療業務課) 3	
○大規模小売店舗の変更に関する届出 (7件) … (商工政策課) 4	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市	

町村の意見…………… (商工政策課) 7	
○県営土地改良事業の工事の完了…………… (農村整備課) 7	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 7	
○開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 7	
<b>病院局公告</b>	
○落札者等の公告…………… 8	
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 8	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 8	
<b>収用委員会告示</b>	
○収用及び使用の裁決手続の開始決定…………… 8	

## 告 示

### 宮崎県告示第 650号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成26年11月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570302325	暖の家	宮崎県延岡市南一ヶ岡7丁目8348-128	合同会社暖の家	宮崎県延岡市北一ヶ岡二丁目8番7号	平成26年10月1日	訪問介護
4570203408	働くデイサービスセンターほほえみの園	宮崎県都城市丸谷町386番地1	社会福祉法人丸野福祉会	宮崎県都城市丸谷町4670番地	平成26年10月1日	通所介護
4570302341	デイサービスおおぬき	宮崎県延岡市大貫町4丁目1318番地	株式会社日豊福祉サービス	宮崎県延岡市大貫町四丁目1320番地1	平成26年10月12日	通所介護
4570302358	訪問介護事業所さくら	宮崎県延岡市北川町長井7548番地1	社会福祉法人真隆会	宮崎県延岡市長浜町一丁目1765番地1	平成26年10月15日	訪問介護
4570601221	訪問介護オリーブ	宮崎県日向市都町9番12号	株式会社ファーストカラー	宮崎県日向市都町9番12号	平成26年10月16日	訪問介護
4570203432	合同会社e-すまいる	宮崎県都城市南鷹尾町22街区7号	合同会社e-すまいる	宮崎県都城市南鷹尾町22街区9号	平成26年10月19日	福祉用具貸与
4570203432	合同会社e-すまいる	宮崎県都城市南鷹尾町22街区7号	合同会社e-すまいる	宮崎県都城市南鷹尾町22街区9号	平成26年10月19日	特定福祉用具販売

宮崎県告示第 651号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第46条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成26年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570302333	居宅介護支援事業所日豊福祉サービス	宮崎県延岡市大貫町四丁目1320番地1	株式会社日豊福祉サービス	宮崎県延岡市大貫町四丁目1320番地1	平成26年10月12日	居宅介護支援
4570601239	日高ケアプラザセンター	宮崎県日向市財光寺1033番地2	合同会社日高	宮崎県日向市財光寺1033番地2	平成26年10月24日	居宅介護支援

宮崎県告示第 652号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成26年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570302325	暖の家	宮崎県延岡市南一ヶ岡7丁目8348-128	合同会社暖の家	宮崎県延岡市北一ヶ岡二丁目8番7号	平成26年10月1日	介護予防訪問介護
4570203408	働くデイサービスセンターほほえみの園	宮崎県都城市丸谷町386番地1	社会福祉法人丸野福祉会	宮崎県都城市丸谷町4670番地	平成26年10月1日	介護予防通所介護
4570302341	デイサービスおおぬき	宮崎県延岡市大貫町4丁目1318番地	株式会社日豊福祉サービス	宮崎県延岡市大貫町四丁目1320番地1	平成26年10月12日	介護予防通所介護
4570601221	訪問介護オリーブ	宮崎県日向市都町9番12号	株式会社ファーストカラー	宮崎県日向市都町9番12号	平成26年10月16日	介護予防訪問介護
4570203432	合同会社e-すまいる	宮崎県都城市南鷹尾町22街区7号	合同会社e-すまいる	宮崎県都城市南鷹尾町22街区9号	平成26年10月19日	介護予防福祉用具貸与
4570203432	合同会社e-すまいる	宮崎県都城市南鷹尾町22街区7号	合同会社e-すまいる	宮崎県都城市南鷹尾町22街区9号	平成26年10月19日	特定介護予防福祉用具販売

宮崎県告示第 653号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成26年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570600132	企業組合富高薬局本町本店	宮崎県日向市本町14-1	企業組合富高薬局	宮崎県日向市本町14番1号	平成26年10月1日	福祉用具貸与

## 宮崎県告示第 654号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成26年11月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570600132	企業組合富高薬局本町本店	宮崎県日向市本町14-1	企業組合富高薬局	宮崎県日向市本町14番1号	平成26年10月1日	介護予防福祉用具貸与

## 宮崎県告示第 655号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年11月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字岩戸字惣見 3460-1、3460-2、3462-14、3462-15、3464-16

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第 656号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年11月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字平崎 5193-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第 657号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年11月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町三川内字榎鼻平5314-30、字鉾ノ平5629-1、字本谷5630-37

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第12条第1項及び第2項の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成26年11月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の期日

学説試験 平成27年2月17日（火曜日）

実地試験 平成27年2月18日（水曜日）

2 試験の場所

学説試験 宮崎市清水1丁目12番2号

宮崎歯科技術専門学校

実地試験 宮崎市清水1丁目12番2号

宮崎歯科技術専門学校

3 受験願書の受付期間

平成27年1月7日（水曜日）から1月16日（金曜日）まで（郵送の場合は、1月16日付けの消印のあるものまで有効とする。）

4 受験願書の提出先

受験者の住所地を管轄する保健所（県外居住者にあつては、宮崎県福祉保健部医療業務課）

5 その他

詳細については、宮崎県福祉保健部医療業務課（電話0985（26）7055）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年11月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス清武店  
宮崎市清武町大字木原字尾ノ下58番27
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則  
東京都港区西新橋三丁目9番4号
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
（変更前）株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
宮崎市新栄町33番地  
（変更後）株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 変更の年月日  
平成17年4月18日
- 5 変更した理由  
本社移転のため
- 6 届出年月日  
平成26年11月5日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成26年11月20日から平成27年3月20日まで
- 8 意見書の提出先及び期間  
(1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課  
(2) 期間  
平成26年11月20日から平成27年3月20日まで
- 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに

に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年11月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス郡元店  
都城市郡元町 209番地 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則  
東京都港区西新橋三丁目9番4号
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗の所在地  
（変更前）都城市郡元町3031 外  
（変更後）都城市郡元町 209番地 外
- 4 変更の年月日  
平成16年7月13日
- 5 変更した理由  
店舗所在地の地番表示の変更のため
- 6 届出年月日  
平成26年11月5日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成26年11月20日から平成27年3月20日まで
- 8 意見書の提出先及び期間  
(3) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課  
(4) 期間  
平成26年11月20日から平成27年3月20日まで
- 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス沖水店  
都城市太郎坊町1890番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則  
東京都港区西新橋三丁目9番4号
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
宮崎市新栄町33番地  
(変更後)株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 変更の年月日  
平成17年4月18日
- 5 変更した理由  
本社移転のため
- 6 届出年月日  
平成26年11月5日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成26年11月20日から平成27年3月20日まで
- 8 意見書の提出先及び期間  
(1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課  
(2) 期間  
平成26年11月20日から平成27年3月20日まで
- 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス蓑原店  
都城市蓑原町8555 外6筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

人にあるは代表者の氏名

三井住友ファイナンス&amp;リース株式会社 代表取締役 川村嘉則

東京都港区西新橋三丁目9番4号

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
宮崎市新栄町33番地(変更後)株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

## 4 変更の年月日

平成17年4月18日

## 5 変更した理由

本社移転のため

## 6 届出年月日

平成26年11月5日

## 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

平成26年11月20日から平成27年3月20日まで

## 8 意見書の提出先及び期間

## (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

## (2) 期間

平成26年11月20日から平成27年3月20日まで

## 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年11月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カンナガーデン

延岡市愛宕町三丁目4588番1 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤隆

東京都千代田区三崎町三丁目3番23号ニチレイビル

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

<p>(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 宮崎市新栄町33番地</p> <p>(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号</p> <p>4 変更の年月日 平成17年4月18日</p> <p>5 変更した理由 本社移転のため</p> <p>6 届出年月日 平成26年11月5日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成26年11月20日から平成27年3月20日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成26年11月20日から平成27年3月20日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成26年11月20日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン多々良ショッピングセンター 延岡市多々良土地地区画整理事業地内19-1-3街区 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称 (変更前) (仮称) イオン多々良ショッピングセンター (変更後) イオン多々良ショッピングセンター</p> <p>(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一 (変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司</p> <p>(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一</p>	<p>福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 その他未定</p> <p>(変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 株式会社グロース・プロダクツ 代表取締役 内田五郎 宮崎市吉村町北原甲1435-11 株式会社ビスク 代表取締役 豊村政人 福岡県福岡市中央区今泉一丁目16番20号 株式会社セリア 代表取締役 河合映治 岐阜県大垣市外濠二丁目38番地 株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号 九州めがね株式会社 代表取締役 朝比奈三男 大分県大分市西春日町4-1</p> <p>4 変更の年月日 平成26年5月22日 設置者の代表者の変更 平成26年7月10日 店舗の名称及び小売業者の変更</p> <p>5 変更した理由 店舗名称及び小売業者の決定のため並びに設置者の代表者の変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成26年11月10日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成26年11月20日から平成27年3月20日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成26年11月20日から平成27年3月20日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成26年11月20日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン多々良ショッピングセンター 延岡市多々良土地地区画整理事業地内19-1-3街区 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p>
--	--

人にあつては代表者の氏名

イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司  
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号

### 3 変更しようとする事項

#### (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

##### ① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) A 棟東側（駐車場No.1）	299台
B 棟東側（駐車場No.2）	106台
A 棟敷地北東側（駐車場No.3）	48台
A 棟敷地北側（駐車場No.4）	64台
A 棟敷地北西側（駐車場No.5）	167台
合計	684台
(変更後) A 棟東側（駐車場No.1）	282台
B 棟東側（駐車場No.2）	113台
A 棟敷地北東側（駐車場No.3）	46台
A 棟敷地北側（駐車場No.4）	65台
A 棟敷地北西側（駐車場No.5）	178台
合計	684台

##### ② 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) A 棟東側（駐輪場No.1）	60台
B 棟東側（駐輪場No.2）	60台
合計	120台
(変更後) A 棟東側（駐輪場No.1）	61台
B 棟東側（駐輪場No.2）	46台
B 棟東側（駐輪場No.3）	12台
B 棟敷地東側（駐輪場No.4）	13台
合計	132台

#### 4 変更する年月日

平成27年7月11日

#### 5 変更する理由

自転車利用者の利便性向上のため

#### 6 届出年月日

平成26年11月10日

#### 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

##### (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

##### (2) 期間

平成26年11月20日から平成27年3月20日まで

#### 8 意見書の提出先及び期間

##### (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

##### (2) 期間

平成26年11月20日から平成27年3月20日まで

#### 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、えびの市から意見を聴取したので

、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年11月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨーえびの店

えびの市大字原田字恵比須田3216番1 外17筆

#### 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更

平成26年6月27日

#### 3 意見の概要

意見なし

#### 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

##### (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

##### (2) 期間

平成26年11月20日から平成26年12月22日まで

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成26年11月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
高鍋・川南	川南町・木城町	基幹水利施設ストックマネジメント事業	平成26年2月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年11月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 都市計画を定める者の名称

延岡市

#### 2 都市計画の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画道路

3・5・9号 平和橋通線

#### 3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県延岡土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成26年11月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
西都市大字岡富字土ノ口 829	宮崎県西都市大字茶臼原1003番

番 1、830番 1、831番 3、 836番、838番	地 有限会社有田牧畜産業
---------------------------------	-----------------

## 病院局公告

### 落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成26年11月20日

県立宮崎病院長 豊 田 清 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
細菌検査システム 一式
- 2 随意契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
県立宮崎病院医事課財務担当 宮崎市北高松町 5 番30号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年11月 5 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
宝来メデック株式会社宮崎支店 宮崎市恒久字草葉 974番地 6
- 5 随意契約にかかる契約金額  
37,044,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成26年 9 月22日
- 7 随意契約による理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 8 号に該当するため。

## 選挙管理委員会告示

### 宮崎県選挙管理委員会告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第 76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成26年11月10日現在次のとおりである。

平成26年11月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 18,454人

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） 215,333人

### 宮崎県選挙管理委員会告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た

数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成26年11月10日現在次のとおりである。

平成26年11月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

児湯郡選挙区

19,682人